

2026年4月24日

お客さま各位

株式会社清水銀行

Bank Pay 取引規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます

このたび、Bank Pay 機能「ことら送金」において特定用途送金（寄付）に限り、個人から法人への送金が可能となります。本件に伴い、以下のとおり関連する部分及びその他一部の規定を改定いたしましたのでお知らせいたします。

記

改定日：2026年4月13日（月）

取扱開始日：2026年5月11日（月）予定

旧	新
<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. BankPay 取引契約等</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>(4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して B P 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. BankPay 取引契約等</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</p> <p>(4) 前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して B P 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>
<p>第2章 BankPay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下「BP こと</p>	<p>第2章 BankPay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下「BP ことら送</p>

<p>ら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p> <p>(新規)</p> <p>25. (譲渡・質入れの禁止)</p> <p>この規定に基づく当行のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>26. (規定の変更)</p> <p>当行は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p>	<p>金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第 25 条の定めが本章の他の定め優先して適用されるものとします。</p> <p>25. (特定用途送金に関する留意事項)</p> <p>(1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引(以下「対象取引」といいます。)に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント(以下「対象アカウント」といいます。)と登録預金口座との間で行う送金サービス(対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします)を指します。</p> <p>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブサイト(「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金)を確認してください。</p> <p>26. (譲渡・質入れの禁止)</p> <p>この規定に基づく当行のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>27. (規定の変更)</p> <p>当行は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p>
---	---

※改定後の規定全文につきましては、[こちら](#)をご参照ください

以上